

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業助成要綱

(目的等)

第1条 市は、米子市緑と花の街づくり基金条例(平成17年米子市条例第143号)

第2条の規定により設置する米子市緑と花の街づくり基金の趣旨に基づき、市内各地域において行われる緑化活動を支援するため、同基金の運用益金又は同基金に対する助成金等を財源として、当該活動に対する助成を行うものとする。

(助成の対象及び方法)

第2条 助成の対象は、市内各地域において緑化活動を行うために結成された団体又はまちづくり活動を行うために結成された団体(以下「団体」と総称する。)とする。

2 助成は、団体に対し、市内各地域において行われる緑化活動に必要な物資を支給することによりこれを行う。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、団体の企画、指導により当該団体の活動対象地域の住民等が行う花壇又はプランター等の新設、増設、維持管理等の緑化活動で、公開された場所において行われるものとする。ただし、当該助成対象事業を行うことに関して当該公開された場所の所有者等の同意を得ることができるものに限る。

(助成物資)

第4条 助成する物資(以下「助成物資」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 苗木・花苗等の植物材料
- (2) 花壇の新設又は増設に必要な資材
- (3) プランター等の容器
- (4) 用土・肥料
- (5) 土壌改良剤

(助成の限度)

第5条 1件の助成対象事業に係る助成物資の合計価格の限度は、毎年市長が別に定める。

(助成の申込み)

第 6 条 助成を受けようとする団体は、毎年市長が定める日までに、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業助成申込書(別記様式第 1 号)を市長に提出して助成の申込みを行わなければならない。

(助成の決定)

第 7 条 市長は、予算その他の条件を勘案して、前条の助成の申込みがあった団体への助成の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(助成物資の支給)

第 8 条 前条の助成の決定を受けた団体は、市長が指定する日時及び場所において助成物資の支給を受けるものとする。

(実績報告)

第 9 条 第 7 条の助成の決定を受けた団体は、当該決定に係る助成対象事業が完了したときは、当該完了の日から 20 日以内に、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業実績報告書(別記様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(規定外事項)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 7 日から施行する。

年 月 日

米子市長

様

団体名

代表者 住所

氏名

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業助成申込書

次のとおり緑化活動の助成を受けたいので、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業助成要綱第6条の規定により申し込みます。

記

1 助成年度

2 助成対象事業の目的

3 助成対象事業の内容等

(1) 実施予定場所 施設名 ・所在地

所有者等の同意の有無 有 無

(2) 実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 参加予定者 人数 人

(4) 内容

4 添付書類

(1) 助成対象事業実施予定場所の位置図及び現況写真

(2) 助成希望物資等一覧表(別紙)

(3) 団体規約、年間事業計画等の写し

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

団体名

代表者 住所

氏名

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業実績報告書

平成 年 月 日付けで発米都第 号で助成の決定の通知のあった助成対象事業の実績について、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業助成要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 助成対象事業の内容等

(1) 実施場所 施設名

所在地

(2) 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 参加者 人数 人（団体名 ）

(4) 内容

2 添付書類 助成対象事業の実施中及び完了後の状況が分かる写真